



看板のルールが 変わりました!

平成28年12月に、看板のルールを定めた**大分県屋外広告物条例**が改正されました。これにより、**看板の点検のルール**などが変わりました。



そもそも看板のルールって何?

屋外に看板を設置するには、原則として知事の**許可が必要**です。
また、看板設置後は、**良好な状態に保持するための管理**や**役目を終えた看板の除却**も設置者の義務です。
必要な許可を取得しないと、罰則(30万円以下の罰金)が適用される場合があります。



どうしてルールがあるの?

屋外の看板は、**景観やまちなみを構成する重要な要素**だからです。
また、文字どおり「屋外」で表示されているため、雨・風などの厳しい自然環境に常時さらされています。そのため、**適切に管理されていないと、飛散・落下・倒壊などの事故が発生する恐れ**があるからです。



何が変わったの?

- 1 **資格を持った人による安全点検を受ける義務**が追加されました!
- 2 **高い位置に設置された看板は、全て設置許可が必要**になりました。

☞ その他、改正の詳細は裏面をご覧ください。



いつから始まるの?

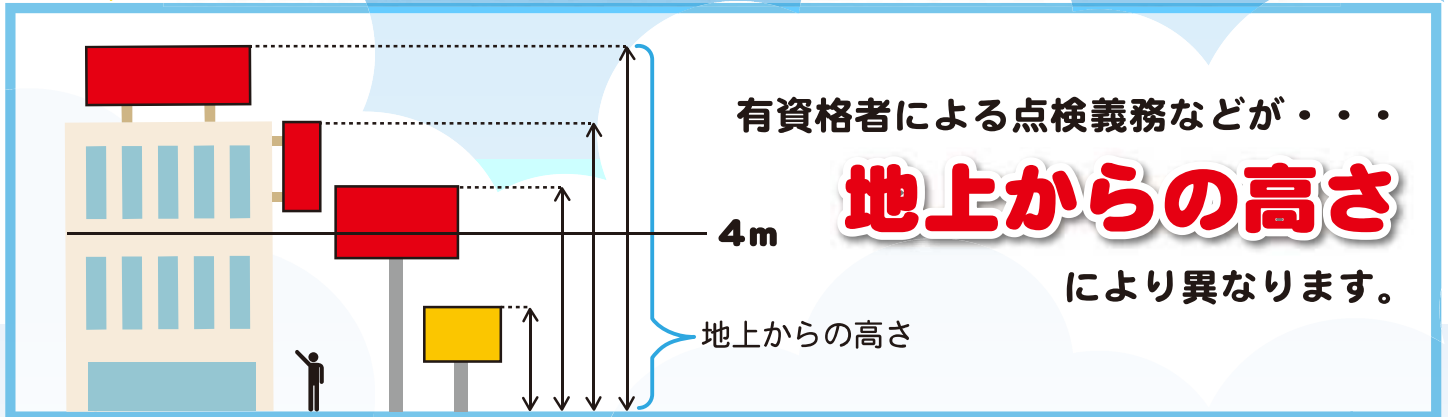
平成29年4月1日からです。ただし、既に適法に表示されている広告物には**平成32年3月31日まで経過措置**があります。

※詳しくは、最寄りの県土木事務所までお問い合わせください。

※中核市である大分市は、独自に条例を制定し、運用しています。また、日田市、津久見市、豊後高田市、由布市、姫島村は、県から事務の移譲を受け、各市村で許可を行っています。詳細は、各市村窓口にお問い合わせ下さい。



大分県屋外広告物条例の改正ポイント



地上から、看板の上端までの高さが「4mを超える」場合

- 管理者(資格を持った人でなければなりません)の設置が必要です。
- 更新(3年)ごとに、資格を持った人による点検が必要です。
- 設置許可の期間は3年です。
- お店(会社)の敷地内にある看板(自家用広告物、管理用広告物)でも設置許可が必要です。



注意

今回の改正により、管理者の資格の範囲も改正されました！

管理者の資格(改正前)
屋外広告士
講習会修了者
建築士(一級・二級)
職業訓練指導員、技能士、職業訓練修了者



管理者の資格(改正後)
屋外広告士
(削除されました)
建築士(一級・二級)
職業訓練指導員、技能士、職業訓練修了者

地上から、看板の上端までの高さが「4m以下」場合

- 管理者(資格を持った人でなくてもよい)の設置が必要です。
- 更新(1年)ごとに、点検が必要です。
- 設置許可の期間は1年です。ただし、資格を持った人が管理・点検をした場合は3年になります。
- お店(会社)の敷地内にある看板(自家用広告物、管理用広告物)は、大きさの基準を満たせば設置許可の必要がありません。(大きさの基準を超えた場合は設置許可が必要です。)



危険な看板を見つけたら、屋外広告物申請窓口までお知らせください!

■ 屋外広告物申請窓口

大分県 屋外広告物条例



■ 大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課
☎097-506-4655
E-mail a17510@pref.oita.lg.jp